

世界省エネルギー等ビジネス推進協議会規約

平成20年10月30日制定

第六次改定 平成30年5月29日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」
(英文名：Japanese Business Alliance for Smart Energy Worldwide
(JASE-World))
と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本協議会は、我が国経済界として、省エネルギー・新エネルギー・エネルギーに関する環境分野（「以下「省エネルギー等」と称す」の技術・製品の国際展開を通じてエネルギー安全保障、経済成長および地球環境問題等世界の共通課題へ貢献するため、業界の垣根を越えて経済界全体としての活動を企画・推進するとともに、省エネルギー等ビジネスの海外展開に当たっての行政ニーズの集約、障害や問題の克服、公的資金の活用に係わる情報の共有などを通じて、官民一体となって省エネルギー等ビジネスを推進する母体となることを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国の政策との連携のもとに行う、省エネルギー等の国際ビジネスに関する環境づくり
- (2) 省エネルギー等の国際ビジネスに資する技術等の集大成及び「エコブランド」等の構築並びにこれらの普及
- (3) 省エネルギー等の国際ビジネスに関する官民ニーズの集約
- (4) 内外の公的資金の活用等に関する情報共有
- (5) 省エネルギー等の国際ビジネスに関する世界のビジネス界との連携・協力
- (6) 省エネルギー等の国際ビジネスの推進に関する調査・研究
- (7) その他、本協議会の目的達成に資する事業

第3章 役員

(種類、定数及び選出)

第4条 本協議会は、会長1名、副会長5名程度（内、筆頭副会長1名を含む）、および監査役1名を置く。

- 2 会長、副会長及び監査役は、会員の中から総会で選任する。
- 3 本協議会は、20名程度の企画委員を置く。

- 4 企画委員は、会員の中から筆頭副会長が委嘱し、総会で報告する。
- 5 監査役と企画委員を兼任することは出来ない。

(職務)

- 第5条 会長は、本協議会を代表し、業務を統括する。
- 2 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠員のときは、その職務を代行する。
 - 3 企画委員は、本規約および企画委員会の定めるところにより職務を行う。
 - 4 監査役は会務および財産の状況を監査する。

(任期)

- 第6条 会長、副会長および監査役の任期は2年とする。ただし、再任することができる。再任に応じない場合、または辞任する場合は会長に届け出るものとする。
- 2 企画委員の任期は2年とする。ただし、特段の事情ないし申し出がない限り、再任される。辞任する場合は筆頭副会長に届け出るものとする。

(後任)

- 第7条 会長、副会長または監査役はその属する企業或いは団体において本協議会の役員を交代する事由が生じた場合は、会長に届け出るものとし、その日付をもって本協議会の役職を辞任したものとする。この場合、当該企業、団体等の後任者は、前任者の本協議会における役職を継承するものとし、任期は前任者の残任期間とする。
- 2 企画委員も本条第1項に準ずるが、交代する事由が生じた場合は、筆頭副会長に届け出るものとする。

(報酬)

- 第8条 本協議会の会長、副会長、企画委員および監査役はいずれも無報酬とする。

第4章 会員

(会員)

- 第9条 本協議会は、優れた省エネルギー等技術等を有し、その国際的な展開を通じて国際的な協力に貢献する意志のある企業、団体等を会員とする。
- 2 入会を希望するものは、入会申込書を会長に提出する。
 - 3 会員の入会は企画委員会の議決をもって承認される。
 - 4 会員は、本協議会の事業活動に参画することができる。
 - 5 会員は、本規則並びに企画委員会の決議事項を遵守しなければならない。

(退会・除名)

- 第10条 会員は、会長に届け出て退会することができる。
- 2 会員の立場を利用し、本協議会の信用を著しく害した場合は、総会の決定によって、会員を除名することができる。

- 3 なお、本条第2項の総会決議に先立ち、企画委員会で除名案の総会付議を決議した時点から総会決議までの期間、当該会員の資格は停止されるものとする。

(オブザーバー、エリア・アドバイザー)

第11条 本協議会にオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、経済産業省等の政府機関および関係公的機関などでその参加が本協議会の活動に有意義と認められるものを会長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、本協議会総会、企画委員会、JASE-W 連絡会、ワーキンググループ等に必要に応じて参加し、本協議会の目的達成のため助言と支援を行う。
- 4 本協議会にエリア・アドバイザーを置くことができる。
- 5 エリア・アドバイザーは、特定の国・地域又は特定の技術領域を対象に、その参加が本協議会の活動に有意義と認められるものを会長が委嘱する。
- 6 エリア・アドバイザーは、JASE-W連絡会に必要に応じて参加するとともに、ワーキンググループ等には、前項に関する事項を取り扱う場合に参加し、本協議会の目的達成のため助言と支援を行う。

第5章 組織

(総会)

第12条 総会は会長が招集し、会長または会長が指名した者がその議長となる。

- 2 総会は、第23条第1項但し書きを除き原則として年1回開催し、事業計画などについて報告を行うとともに、事業報告や決算および協議会の運営に関する重要な事項について決定する。
- 3 総会は、会員の3分の2の出席をもって成立する。その際委任状による出席を妨げない。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(企画委員会)

第13条 本協議会に、企画委員から構成される企画委員会を設置する。

- 2 企画委員の中から互選により企画委員長1名および副委員長1名を選任する。
- 3 監査役は企画委員会に出席することができる。
- 4 企画委員会は、総会決議に関する次項に示す事項を除く、本協議会の事業計画・予算の策定、組織の設置など企画運営に関する事項を審議決定するとともに、必要に応じ事務局から事業活動に関わる報告を受ける。
- 5 企画委員会は、本協議会の事業報告・決算および総会に諮るべき運営に関する重要な付議案について審議決定する。
- 6 企画委員会は、構成員の3分の2の出席をもって成立する。その際、代理出席または委任状による出席を妨げない。
- 7 企画委員会の議決は、監査役を除く出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、企画委員長（不在の場合は副委員長）の決するところとする。

ろとする。

- 8 企画委員会は、必要に応じて企画委員長が招集する。ただし、企画委員長の同意を得て、事務局長が招集することができる。なお、書面による企画委員会を開催することができる。
- 9 企画委員会の承認のもと、顧問を置くことができる。

(JASE-W 連絡会)

- 第14条 本協議会にJASE-W 連絡会を設置し、オブザーバー、エリア・アドバイザー、会員間の情報共有ならびに意見交換を行う。
- 2 会員およびオブザーバー、エリア・アドバイザーは参加することができる。
 - 3 JASE-W連絡会は必要に応じて、事務局長が招集する。

(委員会、ワーキンググループ)

- 第15条 本協議会は必要に応じて委員会等やワーキンググループを設置することができる。委員会等、ワーキンググループは企画委員会の決定によって設置される。
- 2 委員会等、ワーキンググループは、それらの目的に対して意欲ある会員の実務責任者等から構成される。

(事務局)

- 第16条 本協議会の業務を遂行するため、事務局長と数名の事務局員からなる事務局を設ける。
- 2 会長の委嘱により、事務局長を置く。
 - 3 事務局長は、事務局を統括する。
 - 4 第13条第4項の規定にかかわらず、協議会の運営に関する軽微な事項については、事務局長が決定することができる。ただし、事務局長が当該事項実施後の企画委員会で報告する。
 - 5 事務局は一般財団法人省エネルギーセンター内に置き、同センターは本事務局の運営を支援する。

(情報の伝達)

- 第17条 本協議会はニュースレターを発行し、会員およびオブザーバー、エリア・アドバイザーへ本協議会の活動状況を伝達する。

(コンプライアンス)

- 第18条 本協議会はコンプライアンスに配慮し、活動にあたっては関係諸法規を遵守する。
- 2 本協議会の活動に際して知り得た他会員・オブザーバー、エリア・アドバイザーの秘密については当該企業・団体・機関の同意がない限り、第三者に漏らしてはならない。

第6章 会計

(事業年度)

第19条 本協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(入会金及び会費)

第20条 入会金は徴収しない。会費は企業会員から毎年度別途定める額を徴収する。

(収入)

第21条 本協議会の活動費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) その他

第7章 会則の改定、解散、実施細則

(会則の改正)

第22条 本規約は、企画委員会で総会に付議する改正案を決議し、総会の決定で改正することができる。

(解散)

第23条 本協議会は企画委員会の決定後、総会の決議により解散することができる。
ただし、会長または筆頭副会長の発意により書面による総会を開催することができる。

- 2 解散した場合、残余財産は企画委員会の決議に従い処分する。

(実施細則)

第24条 本規約の実施に関して必要な事項は、企画委員会が決定する。

付則

- 1 本規約改定は平成30年5月29日から施行する。
- 2 本規約の企画委員会及び企画委員に関する規定は、平成29年5月29日時点での企画委員会および企画委員に適用されるものとする。
- 3 本協議会のあり方については、企画委員会が必要であると認めた場合、見直しを行う。

<世界省エネルギー等ビジネス推進協議会 組織図>

